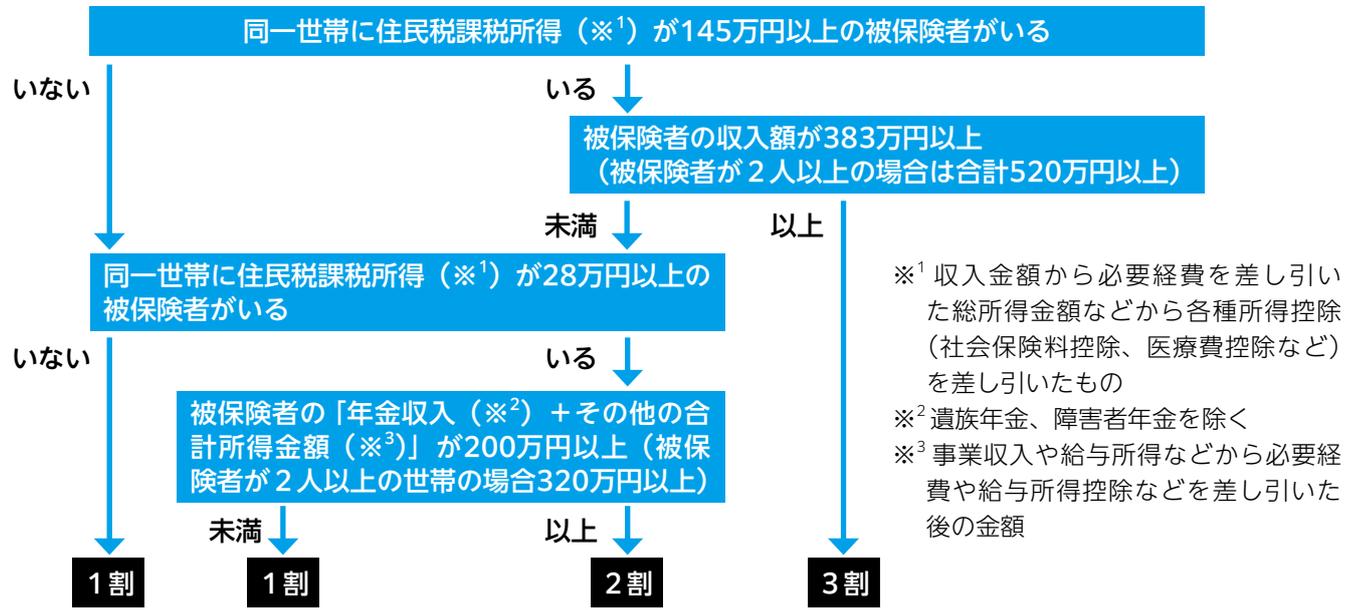


10月1日から 後期高齢者医療制度の改正

後期高齢者医療保険に、所得に応じて新たに「2割負担」が導入されます

<医療費窓口負担の所得判定>



被保険証の交付 9月中旬に再度後期高齢者医療被保険者証が届きます

10月からのご自身の窓口負担割合については、9月中旬に届く被保険者証(水色)をご確認ください。

改正による外来の医療費負担を抑える配慮措置が適用されます

2割負担となる方について、施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)

■制度改正に伴う問合せ：厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719 (月～土曜 9:00～18:00)

■後期高齢者医療制度について問合せ：県後期高齢者医療広域連合 ☎0237-84-7100

税務町民課国保係 ☎0234-42-0153

感染症対策

へのご協力をお願いします

マスク着用 こまめな手洗い ゼロ密 換気

新型コロナウイルスワクチン 接種情報

新型コロナウイルスワクチンの接種に関する国からの情報は、随時、更新されています。町HPなどで最新の情報をご覧ください。接種を希望する方は町公式LINEまたはコールセンターから予約をしてください。

■問合せ：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0147



町公式SNSをご利用ください

町からの旬な情報を掲載しています



▲町HP



▲Twitter



▲Facebook



▲LINE